

社 労 連 第 547 号  
平成 29 年 8 月 31 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会 長 大 西 健 造  
( 公 印 省 略 )

日本年金機構からの疑義照会（人工肛門を造設後に閉鎖した場合の障害認定日の取り扱いについて）に対する回答の情報提供について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省年金局事業管理課長より平成 29 年 8 月 22 日付事務連絡「日本年金機構からの疑義照会（人工肛門を造設後に閉鎖した場合の障害認定日の取り扱いについて）に対する回答の情報提供について」により、別紙のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当：業務部企画課)

事務連絡  
平成29年8月22日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

日本年金機構からの疑義照会（人工肛門を造設後に閉鎖した場合の障害認定日の取り扱いについて）に対する回答の情報提供について

標記について、日本年金機構へ回答するとともに、別添のとおり地方厚生（支）局を通じて市町村へ連絡しておりますので、その内容についてお知らせします。



事 務 連 絡  
平成29年8月22日

地方厚生（支）局  
年金調整課長 殿  
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

日本年金機構からの疑義照会（人工肛門を造設後に閉鎖した場合の障害認定日の取り扱いについて）に対する回答の情報提供について

日本年金機構からの疑義照会に対して、別添のとおり回答したので参考として貴管内市町村へ周知方よろしく申し上げます。

案 件	人工肛門を造設後に閉鎖した場合の障害認定日の取り扱いについて
内 容	<p>人工肛門を造設した日から起算して6月を経過した日（初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。以下同じ。）以降、初診日から起算して1年6月を経過する日前までに人工肛門を閉鎖した場合の取扱いについて疑義が生じたため、照会します。</p> <p>人工肛門を造設した場合の障害の程度を認定する時期は、国民年金・厚生年金保険障害認定基準（以下「認定基準」という。）において、「人工肛門を造設し又は尿路変更術を施した場合はそれらを行った日から起算して6月を経過した日（初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。）」とされています。</p> <p>この場合において、人工肛門を造設した日から起算して6月を経過した日後に人工肛門を閉鎖した場合であっても裁定請求する時期によって、年金が決定になるときと不支給になるときがあると考えられます。</p> <p>例えば、人工肛門を造設した日から7月を経過した日に人工肛門を閉鎖しているケースにおいて、</p> <p>① 人工肛門を造設した日から起算して6月を経過した日後、速やかに裁定請求した場合、提出された診断書に人工肛門を閉鎖する旨の記載が無い限り、認定基準に従って6月を経過した日を認定日とします。</p> <p>② これに対し、人工肛門を造設した日から7月を経過した日後、人工肛門を閉鎖した後で裁定請求をした場合、提出された診断書には人工肛門を閉鎖した事実が記載されるため、1年6月経過した日を障害認定日とします。</p> <p>このように、同一の障害であっても、裁定請求をする時期によって障害認定日が異なることは公平性を欠くと思料されることから、①②における障害認定日の取り扱いについてご教示ください。</p>
回 答	<p>○ 認定基準では、人工肛門を造設した場合の障害の程度を認定する時期を、人工肛門を造設した日から起算して6月を経過した日（初診日から起算して1年6月を超える場合を除く）と改正し、平成27年6月1日から適用しています。</p> <p>この改正は、障害が固定したかどうか不明確なものについては一定程度の経過期間を定めることが必要との考え方から、人工肛門については造設から6か月以上継続した場合に限り障害の固定が認められるという「障害年金の額改定請求に関する検討会」における検討結果を踏まえたものです。</p> <p>○ 造設日から起算して6月を経過した日において継続している人工肛門（障害基礎年金の請求において認定基準第18節の2の（3）ア（ア）及び（イ）に該当する場合を除く）については、障害の程度を認定する時期が到来したものであるため、ケース①及びケース②のいずれにおいても、当該日において障害の程度を認定してください。</p> <p>その上で、ケース②について、造設日から起算して6月を経過した日後、請求日までの間に、障害の程度に変更があった場合は変更後の状態に即して（人工肛門が閉鎖されている場合は閉鎖後の障害の状態を踏まえて）障害の程度をあらためて認定してください。</p>